

地方独立行政法人法について

制度創設の背景

【行政改革大綱（平成12年12月1日閣議決定）】

「国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する」

【構造改革推進のためのプログラム（平成14年10月11日構造改革特区推進本部決定）】

【規制改革の推進に関する第2次答申（平成14年12月12日総合規制改革会議）】

「平成14年8月に公表した『地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書』を踏まえて、平成15年度中に、地方独立行政法人制度を創設する」

※規制改革の推進に関する第2次答申については、平成14年12月17日に「最大限に尊重し、所要の施策に速やかに取り組む」旨が閣議決定

制度の基本理念

公共性

透明性

自主性

【自己責任】

- ・3～5年の中期目標、中期計画により計画的に業務を遂行
- ・第三者機関の評価委員会が定期的に評価・勧告
- ・中期目標期間終了時に、組織・業務の全般的見直し

【企業会計原則】

- ・発生主義、複式簿記等の企業会計的手法
- ・財務諸表の作成・公表
- ・使途が制限されない運営費交付金の交付

【ディスクロージャー】

- ・中期目標、中期計画、財務諸表、業務の実績、評価結果、給与基準等広汎な事項を積極的に公開
- ・インターネット等幅広い公表手段を活用

【業績給与制】

- ・法人の実績、職員の業績を反映した給与の仕組み、法人が決定して地方公共団体に届出・公表

地方の特性に配慮した制度設計

基本的仕組

地方独立行政法人
・試験研究機関・大学
・公営企業等を運営

設立

[議会の議決]

都道府県・指定都市
その他の市町村・特別区

解散の場合も同様の手続を経て清算

認可

総務大臣
都道府県知事

その他

- 実績評価のほか、評価委員会の組織・業務については、地域の実情に応じ条例で柔軟に対応
- 地方独立行政法人の対象業務は、現に国の独立行政法人が行っているものを勘案して、試験研究機関、大学、公営企業など一定のものに限定（大学、公営企業については特例を整備）
- 出資は地方公共団体に限定
- 中期目標の設定など一定の重要事項については、議会の議決を経ることにより地方公共団体として意思決定

地方独立行政法人法について

1 定義・目的

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人。

目標による管理と適正な実績評価、業績主義に基づく人事管理と財務運営の弾力化、徹底した情報公開等が制度の柱。

2 対象業務

- ①試験研究
- ②大学の設置・管理
- ③公営企業に相当する事業の経営（水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院）
- ④社会福祉事業の経営（特別養護老人ホーム、保育所、ホームヘルプサービス事業 等）
- ⑤その他の公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理

※いずれも、既存組織の移行だけでなく新設も想定

3 設立手続

設立団体が議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事が認可。

4 財産的基礎等

- ・ 出資者は地方公共団体に限る。
- ・ 設立される法人の業務に関する設立団体の一定の権利・義務は当該法人が承継。

5 役職員の身分等

- ・ 業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は中立性・公正性を特に確保する必要がある法人の役職員には地方公務員の身分を付与。（定款事項＝総務大臣又は都道府県知事が認可）
- ・ 設立団体から法人への職員の引継、退手の通算等について、適切に手当て。
- ・ 理事長及び監事は設立団体の長が任命・解任。
- ・ その他の役員及び職員は理事長が任命・解任。

6 目標による管理と評価の仕組み

国の独立行政法人制度と同様、「目標→計画→評価→業務運営への反映」という流れを義務づけ。

- ・中期目標（3～5年）は、設立団体の長が議会の議決を経て定める。
- ・中期計画（ 〃 ）は、法人が作成し、設立団体の長が認可。
- ・年度計画は、法人が作成し、設立団体の長に届出。
- ・法人は、中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出。
- ・評価委員会は、各年度及び中期目標期間の事業実績を評価。結果を法人・設立団体の長に通知し、公表。
- ・設立団体の長は、各年度の評価結果及び中期目標に係る事業報告書・評価結果を議会に報告。
- ・中期目標期間終了時に、設立団体の長が法人の組織・業務全般にわたり見直し。

} いずれも公表

7 財務及び会計

- ・原則として企業会計原則による。
- ・法人は、毎事業年度、財務諸表等を作成、公表。設立団体の長が承認。
- ・毎事業年度の利益は、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることが可能。

8 財源措置等

- ・法人の業務運営に必要な金額を設立団体から交付できる。
- ・設立団体からの長期借入金を除き、長期借入金及び債券発行をすることはできない。
- ・法人が料金を徴収する場合、その上限について設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。
- ・重要な財産の処分等には設立団体の長が議会の議決を経て行う認可が必要。

9 特例規定

①大学

- ・役職員の身分は、非公務員とする。
- ・理事長は、原則学長を兼ねる（定款で定めるところにより、学長を理事長と別に任命することが可能。）。
- ・学長や教員の任免及び学長の任期については、大学の意向を尊重する手続とする。
- ・経営に関する重要事項を審議する機関及び教育研究に関する重要事項を審議する機関を設置。
- ・設立団体の長は、中期目標の設定に当たって、あらかじめ法人の意見を聴取し、当該意見に配慮する。
- ・評価委員会は、評価を行うに当たって認証評価機関の評価を踏まえる。

②公営企業に相当する事業

- ・ 中期計画項目として料金を追加。中期計画の認可には議会の議決が必要。
- ・ 事業の経費は当該事業の経営に伴う収入により賄うことが原則。

10 その他

- ・ 設立団体の長及び認可権者（総務大臣等）に対し、法人に対する報告徴収権、立入検査権、違法行為等の是正命令権を付与。
- ・ 法人は、設立団体が議会の議決を経た上で、総務大臣又は都道府県知事の認可を受け解散し清算手続を行う。

11 施行期日

平成16年4月1日